

【議 題 1】

平成31年度岩手支部保険料率について



I .平成31年度保険料率について【医療分】

1.平成31年度保険料率について

1. これまでの議論の経緯

- ・平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。
- ・平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。（運営委員の主な意見は、3頁参照）
- ・また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが9支部。一方、意見書の提出のあった支部では、平均保険料率10%の維持の意見が18支部、引き下げるべきとの意見が6支部となっている。（4頁参照）

2. 協会としての対応

（1）平均保険料率について

平成31年度の平均保険料率については10%を維持する。

（2）激変緩和率について

現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、8.6/10とする事を厚生労働省保険局長に要請した。

（3）保険料率の変更時期について

平成31年4月納付分からとする。

2.平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

平成30年12月19日
第95回運営委員会資料より

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが多い。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないことがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

3.平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

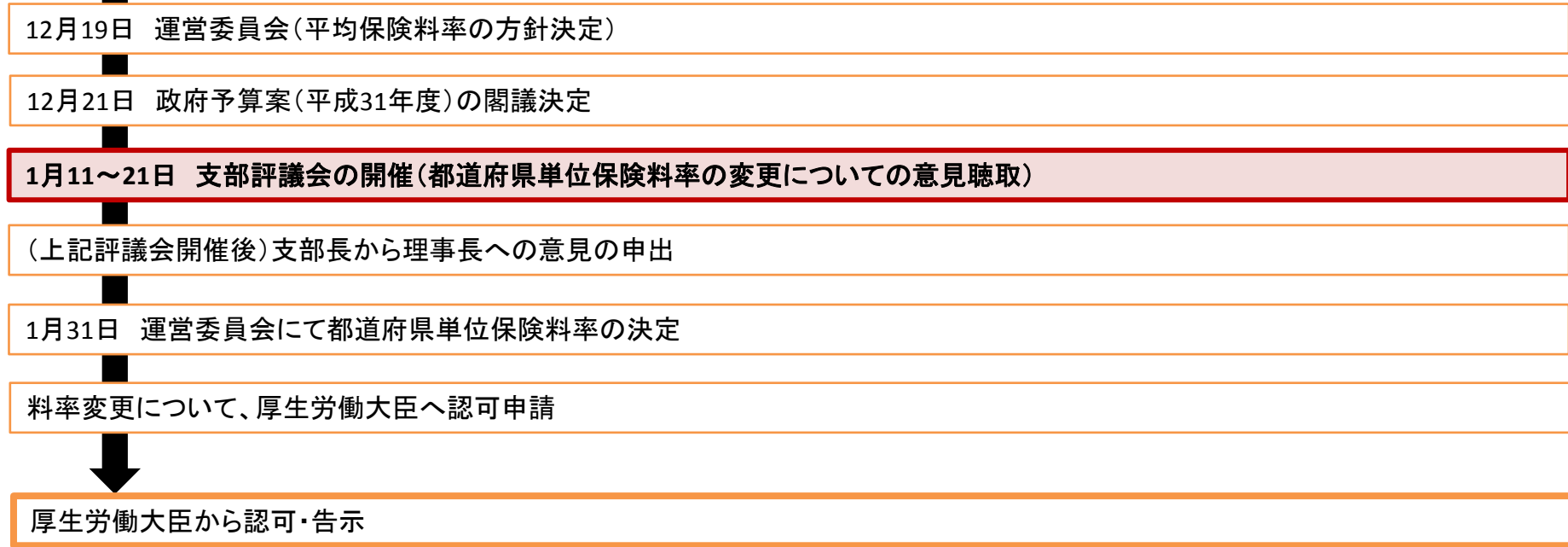
平成30年12月19日
第95回運営委員会資料より

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持すべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

4.都道府県単位保険料率決定までのスケジュール（予定含む）



《参考》

◎健康保険法

第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときには、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5.協会けんぽの収支見込（医療分）

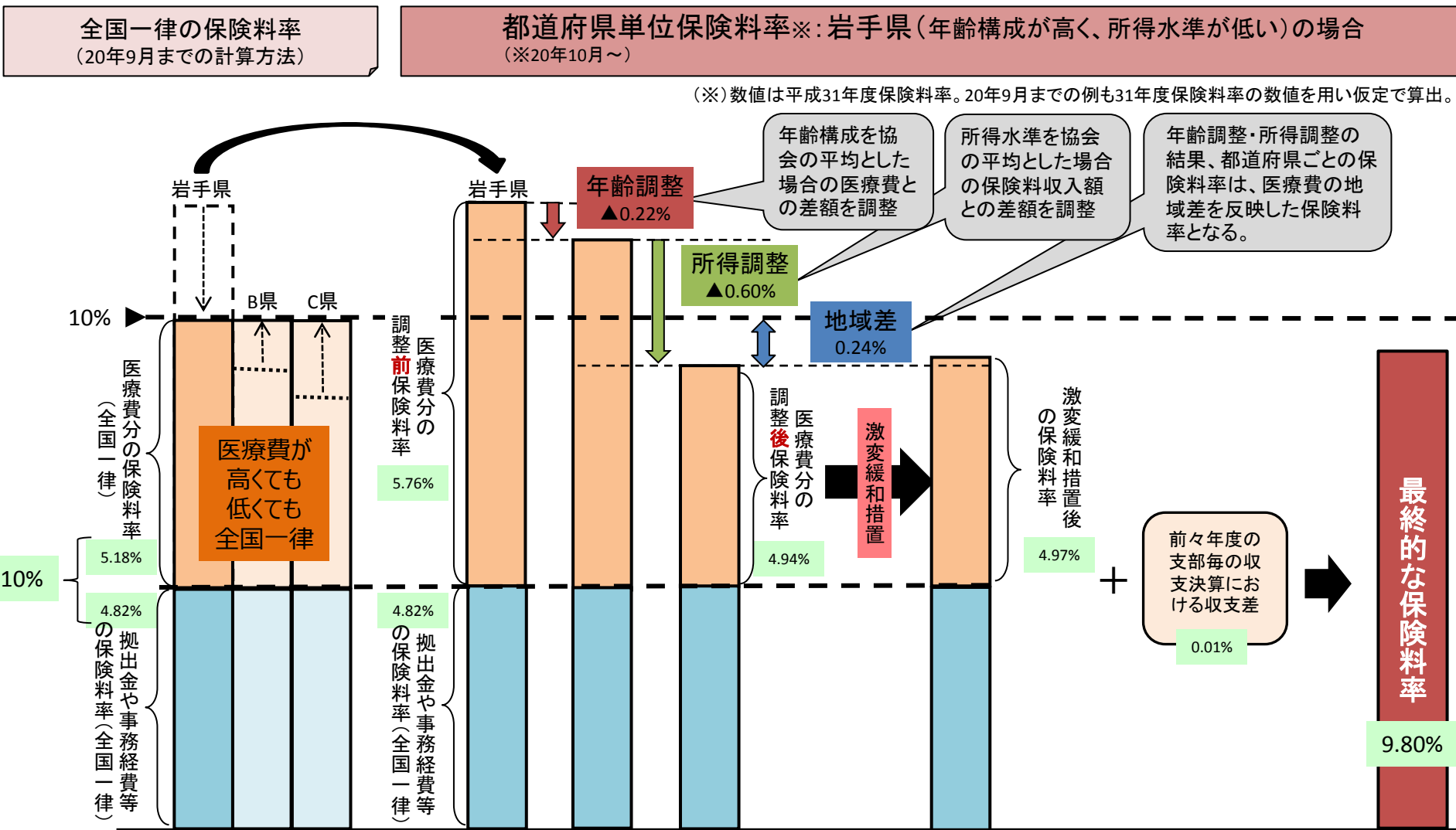
（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金等対前年度比 ▲ 5 + 1,455 } + 1,450 ▲ 206 </div>
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

6.都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- ・平成20年10月に協会けんぽが設立された際、これまで全国一律であった保険料率が、都道府県単位で医療費を反映させる都道府県単位保険料率へと移行した。
- ・都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

7.平成31年度岩手支部の料率について

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

岩手支部における医療給付費についての調整前の所要保険料率・・・5.76% 【※H30年度・・・5.77%】

調整計 ▲0.82% **…年齢調整・所得調整を実施**
【※H30年度・・・▲0.82%】

年齢調整 ▲0.22% 【※H30年度・・・▲0.20%】	所得調整 ▲0.60% 【※H30年度・・・▲0.62%】
----------------------------------	----------------------------------

岩手支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率・・・4.94% (※全国平均5.18%)
【※H30年度・・・4.94% (全国平均5.17%)】

…激変緩和措置を実施

【激変緩和措置】
平成31年度における激変緩和率は8.6/10(予定)。【※H30年度・・・7.2/10】
➢全国平均(5.18%)と岩手支部(4.94%)の差(0.24%)を8.6/10に圧縮するということ。
(0.24% × 8.6/10 = 0.21%)
◎激変緩和措置後保険料率 = 5.18% - 0.21% = **4.97%** A 【※H30年度・・・5.00%】



全国一律の部分・・・**4.82%** B
【※H30年度・・・4.83%】

現金給付費	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金
業務経費	一般管理費	等

平成29年度の精算分・・・**0.01%** C
【※H30年度・・・0.00%】

H29年度の都道府県支部毎の収支差の精算分

A + B + C = 4.97% + 4.82% + 0.01% = 9.80%

平成31年度における岩手支部保険料率 **9.80%**
【※H30年度・・・9.84%】
(前年度比 -0.04%)

《※参考》
実際の保険料額
(岩手支部における平均の標準報酬月額24万円の場合※H30.9時点)
・平成30年度料率9.84%⇒全額23,616円(折半額11,808円)
・平成31年度料率9.80%⇒全額23,520円(折半額11,760円)
➢30年度と比較し、1ヶ月で96円(折半額48円)の減額。

8.全国における岩手支部の位置

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

岩手➤

平成31年度都道府県単位保険料率における
平成30年度からの変化（暫定版）

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	3
+0.06	+ 84	1
+0.05	+ 70	4
+0.04	+ 56	4
+0.03	+ 42	2
+0.02	+ 28	3
+0.01	+ 14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲ 14	1
▲0.02	▲ 28	3
▲0.04	▲ 56	1
▲0.05	▲ 70	4
▲0.06	▲ 84	3
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

岩手➤

注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 注2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

Ⅱ.平成31年度保険料率について【介護分】

1.介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73% (4月納付分から変更)とする。 【※H30年度・・・1.57%】

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

《※参考》

実際の保険料額

(岩手支部における平均の標準報酬月額24万円の場合※H30.9時点)

・平成30年度料率1.57%⇒全額3,768円(折半額1,884円)

・平成31年度料率1.73%⇒全額4,152円(折半額2,076円)

➢30年度と比較し、1ヶ月で384円(折半額192円)の増額。

2.協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ + 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ.平成31年度保険料率改定にかかる広報について

1.平成31年度保険料率改定にかかる広報の対応について

1.広報の目的

- ・31年度の岩手支部保険料率については、前述のとおり0.04%下がる見込みであり、この事を加入者や事業主に正確に伝達すること。
- ・保険者機能を発揮する観点から、保険料を支払う加入者の皆さまに保険料率の変更となる理由をご理解いただく事と、医療費適正化等に係る協会けんぽの取組状況を周知することにより、事業主及び加入者の行動変容を促すこと。

2.今後の広報予定

- ・2月の納入告知書へ料額表チラシを同封
 - ・事業所へのリーフレット送付
 - ・ポスターを作成し、窓口における掲示や関係団体等へ送付
 - ・新聞広告の実施
 - ・ホームページへの掲載
 - ・健康保険委員研修会における周知 等
- このような手段により、料率に変更となること、変更後の料率、変更時期について、周知を予定。
(※詳しい広報スケジュール等は、次頁参照。)

2.平成31年度保険料率改定にかかる広報スケジュール

